

兵庫県公報

平成25年9月10日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

公 告	ページ
○ 都市再生高度業務地区及び産業集積促進地区の指定（産業政策課）	1

公 告

都市再生高度業務地区及び産業集積促進地区の指定

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）第5条第3項の規定により、次のとおり拠点地区を指定したので、同条第4項の規定により公表する。

平成25年9月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 拠点地区の種別
都市再生高度業務地区
- (2) 指定の申出をした市町長
神戸市長
- (3) 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積
神戸三宮駅周辺都市再生高度業務地区
都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成14年政令第257号）に定める「神戸三宮駅周辺・臨海地域」の区域であって、臨港地区に指定されていない区域 約68.0ヘクタール
- (4) 指定日
平成25年9月10日
- 2 (1) 拠点地区の種別
産業集積促進地区
- (2) 指定の申出をした市町長
洲本市長
- (3) 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積
五色町鮎原産業集積促進地区
洲本市五色町鮎原中邑及び五色町鮎原南谷の一部 約4.2ヘクタール
- (4) 指定日
平成25年9月10日
- 3 (1) 拠点地区の種別
産業集積促進地区
- (2) 指定の申出をした市町長
養父市長
- (3) 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積
養父市南部産業集積促進地区
養父市建屋及び大屋町門野の一部 約2.3ヘクタール
- (4) 指定日
平成25年9月10日